備　考

1　「3⑵要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。

2　「5⑴業務の具体的内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。

3　「6　主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。

4　「7⑵⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。

5　「7⑶管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。

6　「9　権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。

7　「10　事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11　事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。

8　「15　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

⑴　申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

⑵　動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号又は第6号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

⑶　事業所に配置される職員の最低数

⑷　申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日

⑸　この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号

9　この様式による登録の申請は、第一種値動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。

10　この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

様式第四の改正規定を次のように改める。

様式第四を次のように改める。

様式第4（第4条第1項関係）

年　月　日

都道府県知事
市　　長　殿

申請者　氏　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住　所　〒
電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1　事業所の名称			
2　事業所の所在地			電話番号
3　動物取扱責任者		⑴氏名	
		⑵要件	□実務経験（　　年、経験場所：　　） □教　　育（教育機関等：　　） □資　　格（団体等：　　）
4　第一種動物取扱業の種別			□販売／□保管／□貸出し／□訓練／□展示／ その他（　　） （飼養施設の有無：□有　□無）
5　業務の内容及び実施の方法		⑴業務の具体的内容	
		⑵実施の方法	様式第1別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）
6　主として取り扱う動物の種類及び数		⑴哺乳類	
		⑵鳥　類	
		⑶爬虫類	
7　飼養施設（施設を有する場合）	⑴所在地		
	⑵構造及び規模	①建築構造	□木造／□木造モルタル造／□鉄骨鉄筋コンクリート造／□鉄筋コンクリート造／□コンクリートブロック造 □その他（　　）
		②延床面積	㎡
		③敷地面積	㎡
		④材質　床面	
		④材質　壁面	
		⑤設備の種類	□ケージ等（　　個） □照明設備／□給水設備／□排水設備／□洗浄設備／□消毒設備／□廃棄物の集積設備／□動物の死体の一時保管場所／□餌の保管設備／□清掃設備／□空調設備／□遮光等の設備／□訓練場
	⑶管理の方法		
8　営業の開始年月日			年　月　日 （これまでの営業年数：　　年）
9　権原の有無		①事業所	□有　□無
		②飼養施設	□有　□無